

(目的)

第1条 神戸親和大学における内部質保証活動の結果及び自己点検・評価結果について、客観性、妥当性を確保し、有効性を高めるとともに、本学の教育研究等の活動の改善への提言等を得るため、神戸親和大学全学内部質保証推進会議規程第11条に規定する外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 自己点検・評価結果の妥当性の評価
- (2) 内部質保証の有効性の評価
- (3) 教育ポリシーに基づく学生の受け入れ及び教育課程の実施状況の評価
- (4) 自己点検・評価結果による改善状況の評価
- (5) 本学の内部質保証活動への提言・支援

(委嘱)

第3条 委員会の委員は、次の各号のうちから4名以上の学外有識者に学長が委嘱する。

- (1) 大学等教育機関の教職員
- (2) 地方自治体、経済・産業界関係者
- (3) 学校法人親和学園学事顧問
- (4) 1号から3号以外の学識経験者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。委員長は学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、委員会の議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって、議決することができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は後任を選出する。ただし、後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(結果の報告)

第6条 委員長は、評価の結果を全学内部質保証推進会議に報告するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、学長室が行う。

附 則

この規程は令和5年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月7日から施行する。